なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二の二第二項	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項							なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第二項	
第七十九条第三項	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	対象期間に係る組合員期間	地方公共団体の長	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準と並びに期末手当等の額及び離婚特例適用	離婚特例適用請求	前条第一項及び第二項の規定により当該	地方公共団体の長	組合員期間	離婚特例が適用された
適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十四条第一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）第三条第一項の規定による読み替えられた規定（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百十七号）第二十七条第一項の規定による読み替えられた規定（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長の組合員期間に係る旧地共済法第四十二条第一項に規定する退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）及び旧地共済法第四十五条第一項に規定する退職一時金（以下「退職一時金」という。）の額の改定又は決定が行われた	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十七条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）、地共済法第二十四条第一項に規定する標準給料月額（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する標準給料月額をいう。）及び地共済法第二十四条第一項に規定する標準期末手当等の額（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する標準賞与額（以下この条において同じ。）に係るものに限る。）以下同じ。）の改定又は決定が行われた	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準と並びに期末手当等の額及び離婚特例適用	離婚特例適用請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求	当該	施行日前の地方公共団体の長	標準報酬月額及び標準賞与額が改定後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された	改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準と並びに期末手当等の額及び離婚特例適用	離婚特例適用請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求	当該	旧地共済施行日前期間	標準報酬月額及び標準賞与額が改定後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された	改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準と並びに期末手当等の額及び離婚特例適用

	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の五第二項	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の八第一項				なお効力を有する改正前地共済法第百七条の八第二項		なお効力を有する改正前地共済法第百七条の九		なお効力を有する改正前地共済法第百七条の十第一項
離婚特例適用請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求	同条第三項の規定により組合員期間でなされた期間（	改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。	第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の五第二項	この法律	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法	第八十一条第二項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
同条第三項の規定により組合員期間でなされた期間（	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法	第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の五第二項	この法律	第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（	第百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の九	第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の八第一項の表第八十条の第一項の項
標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	第八十一条第二項第一号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の五第二項	第百七条の七第四項の規定により組合員期間でなされた期間（	前条第三項の規定により特定離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の九	第百七条の七第四項の規定により組合員期間でなされた期間（	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の八第一項の表第八十条の第一項の項
離婚特例適用請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求	同条第三項の規定により組合員期間でなされた期間（	改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。	第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の五第二項	この法律	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法	第八十一条第二項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項